市民協働のまちづくり

協働・連携ハンドブック

（市民協働の取り組み方針）

帯広市

目次

第１章　きょうどうってなに？　１

第２章　ハンドブックができるまで　３

第３章　協働の基本

３－１　ことばの意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３－２　協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第４章　協働・連携をすすめるために

４－１　情報を共有し、理解しよう！～ポータルサイトの紹介～・・・・８

４－２　仲間を見つけよう、育てよう！～各種講座の紹介～・・・・・・９

４－３　活動の場や交流する場をつくろう！～施設の紹介～・・・・・１５

４－４　お互いの強みを生かしてつながろう！～連携事業の紹介～・・２１

４－５　悩んだときは、相談しよう！～相談窓口の紹介～・・・・・・２６

４－６　市民活動を応援する取り組み～補助事業の紹介～・・・・・・２７

第５章　身近なヒント！協働・連携取り組み事例　３１

おわりに　４３

資料編（別冊）

説明　資料編について

１　目次別本編早見表

２　これまでの市民協働の取り組み（年表）

３　協働の形態

４　市民提案型協働のまちづくり支援事業実施団体

５　市民協働指針庁内点検報告書

６　市民団体意見聴取結果報告書

第１章　きょうどうってなに？

知ってほしい「協働」の意味

「きょうどう」という言葉には、複数の漢字が使われます。

複数の人や団体が事にあたるという意味で全ての字が共通していますが、なかでも、市民と市または市民同士などが、それぞれの役割と責任に基づいて、互いに尊重しながら、協力し合うことを「協働」といいます。

どうして協働が必要なの？

地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な行政機関として市町村の役割が増大し、地域の意思と責任に基づく自主・自立のまちづくりが求められています。

地域課題や多様化する市民ニーズにきめ細かく的確に対応し、豊かな市民生活の実現を推進するため、市民の発想や想像力、得意分野を活かしながら、行政と市民が力を合わせて「協働」のまちづくりをすすめる必要があります。

「協働」はまちづくりの基本理念

まちづくり基本条例では、「市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくり」を基本理念としています。

「協働」に取り組むうえで大切なこと

帯広市では、次の３つの視点を大切にして、市民協働の取り組みをすすめています。

対等のパートナー

市民と行政は、サービスを受ける側と、提供する側でも上下の関係でもない、ともにまちづくりを行う、対等のよきパートナーです。それぞれが役割を担い、補い合いながら力を合わせていくことが重要です。

相互理解と共通認識

対等のパートナーであるために、市民と行政は、情報提供や対話などを通して意思の疎通を図り、お互いの特性、目的や目標について理解を深める必要があります。

自主性・主体性の尊重

市民は、これまでも自らの意思と責任のもとでさまざまな活動を展開し、まちづくりを支えてきました。市は、こうした市民の自主性・主体性を尊重し、これまで市民の皆さんが高めてきた知恵や技術、経験、行動力を活かした、市民協働のまちづくりに取り組んでいきます。

第２章　ハンドブックができるまで

「市民協働のまちづくり」のスタート

帯広市が目指すまちの姿や、その実現に向けた取り組みを定めたまちづくりの基本となるのが、「総合計画」です。総合計画は社会経済情勢や市民意識の変化など、その時代に合わせたまちづくりの指針とするため、10 年ごとに策定しています。

平成 12 年度からの 10 年間の計画として策定した「第五期帯広市総合計画」において、地域の特性や可能性を生かし、市民が夢と誇りを持って理想のまちづくりがすすめられるよう、「市民協働のまちづくり」を初めて位置付けました。

この計画では、「まちづくりの担い手は、一人ひとりの市民であり、まちづくりは、市民の主体的な取り組みと責任によりすすめられなければならない」とする、地域の自主・自律の視点を基本に、市民の主体性を重視し、市民参画と積極的な協働によるまちづくりをすすめることを示しています。

まちづくり活動実践者からの提言と方針の決定～市民協働指針～

市民活動をさらに充実させ、市民協働のまちづくりをすすめるため、さまざまな分野で活動する 27 名の市民からなる「市民活動サポート検討委員会」による約２年間の協議や検討がなされた結果、平成 15 年３月、同委員会から提言を受けました。

提言書では、市民活動の意義や推進の考え方を明確にするとともに、「まちづくりは行政任せではなく、市民が主体となって進める必要がある」とされており、協働のまちづくりの推進を担う若手職員 24 名による素案策定作業などを経て、平成 15 年 12 月に、市民協働をすすめるうえでの基本理念を定めた「帯広市市民協働指針」（以下、「指針」）を策定しました。

帯広市まちづくり基本条例の施行

市民協働の意識や取り組みの定着と高まりを踏まえ、さらに市民協働のまちづくりをすすめるため、条例の制定に向けた検討を進め、平成 19 年４月、市民・市長・市職員それぞれの役割や市民参加のルール、市の仕事の進め方など、「まちづくりに対する市民と行政の基本的ルール」を定めた「帯広市まちづくり基本条例」（以下、「条例」）を施行しました。

分かりやすく伝えるために

～協働・連携ハンドブック（市民協働の取り組み方針）～

条例の制定により、指針で定めていた協働の理念は条例に受け継がれました。

一方で、指針に記述されている協働の方策や手法などについて、今般、庁内点検や市民活動団体へのアンケートを行った結果、時代や状況に応じた整理をしながら継続して取り組み、協働の実践に必要な情報をよりきめ細かく伝えることが必要であると考えました。

こうした経過から、より分かりやすく伝えるかたちとして指針を見直して、このハンドブックを作成しました。

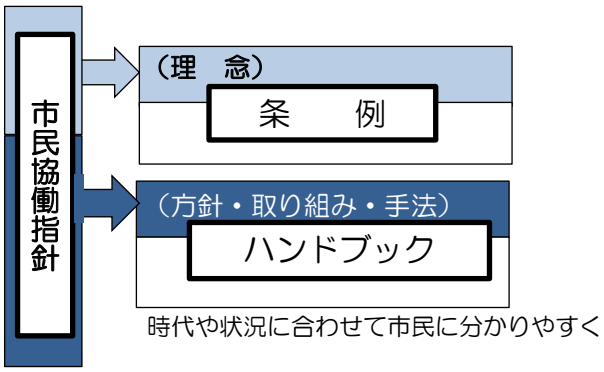

このハンドブックでは、「まちづくり基本条例」に基づき、市民や企業等と行政とが協働の事業を進めるため、取り組みの基本的な方針を示すとともに、知っておくべき共通のルールや手法を掲載しています。

ぜひ、協働のまちづくりをすすめるための「ガイド」としてご活用ください。

帯広市で現在取り組まれている協働・連携取り組み事例は、
31 ページ以降で紹介しています！

第３章　協働の基本

３－１　ことばの意味

このハンドブックに登場する用語と、その意味・定義を紹介します。

用語	意味・定義
市民	市内に居住している人（外国人や法人含む）のほか、市内に通勤、通学している人や、事業を営んでいる、もしくは活動を行っている個人、法人、その他の団体のこと。
市	帯広市長、その他の執行機関のこと。
協働	市民と市または市民同士などが、それぞれの役割と責任に基づいて、互いに尊重しながら、協力し合うこと。 このハンドブックで示す「市民協働のまちづくり」は、個々に知識や技能、経験などを高めてきたもの同士が、よきパートナーとして連携し、それぞれの力を活かしながら「まちづくり」という共通の目的を持って、地域の公共的課題を解決するために、協力して取り組む考え方のこと。
市民活動	市民が、営利を目的とせずに、自らの価値観や信念から、生活の向上や課題解決のため自主・自発的に取り組む活動で、宗教や政治上の主義に関する活動を除いたもの。
ボランティア	自発的な意志に基づき、技術や知識を提供することで他人や社会に貢献する人のこと。また、その活動や行為そのもの。
NPO	Non-Profit Organization（非営利組織）の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、その収益を分配しない団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。

３－２　協働の基本的な考え方

帯広市では、引き続き市民活動の環境を整え、より効果的な協働関係の構築に向け、次の考え方により市民協働の取り組みをすすめます。

情報共有と意識啓発

市民活動に関するポータルサイトのほか、広報紙、ホームページ、SNS などさまざまなメディアを活用し、団体の活動や協働事例等について適切な時期に分かりやすく情報提供をすすめ、協働への理解や意識の醸成に努めます。

また、研修などを通じ、市民協働に対する職員一人ひとりの理解を深め、実践をすすめます。

人材の発掘と育成

ボランティア養成講座等の実施や登録制度のほか、市民提案型協働のまちづくり支援事業などにより、自主的な活動をする人材の発掘・育成を支援します。

また、子どもたちに対して、地域活動やボランティア体験を通じて協働への理解を深めます。

参加の機会づくり

実行委員会や審議会等における委員の公募など、市民が参加できる多様な機会の提供に努めるほか、市民活動のイベントやワークショップ等の実施、協働事例の紹介などを通じて、まちづくりの市民の参加を促進します。

また、企業との協働のまちづくり包括連携協定の締結などにより、多様な主体の参加を促すほか、子ども学校応援地域基金プロジェクト等の事業を通じ、様々な主体が連携する機会づくりをすすめます。

市民活動の支援

市民活動交流センターにおける市民活動専門アドバイザーによる、団体の立ち上げや運営などの相談のほか、市民提案型協働のまちづくり支援事業などによる財政的支援、市民活動に関する相談窓口を持つ関係機関との連携を通じ、市民による主体的な活動の支援に努めます。

また、市が取り組む協働事業の終了後に行う成果の振り返りや共有などにより、より良い活動につなげます。

市民活動施設の活用促進

市民活動の拠点として、コミュニティ施設や市民活動交流センター、ボランティアセンターなどの活用を促進するため、ホームページ等により周知を図ります。

また、施設の効果的・効率的な運営や活用方法などについて、市民のみなさんと協議しながら検討をすすめます。

第４章　協働・連携をすすめるために

４－１　情報を共有し、理解しよう！～ポータルサイトの紹介～

「市民活動について調べたいけど、どこを見たら必要な情報が得られるのかわからない！」という声にお応えするため、市民活動団体・イベントの紹介や、役立つ情報を一か所でまとめて見られるよう、市民活動団体を応援するポータルサイトを立ち上げています。情報発信・共有にご利用ください！

帯広市　市民協働　**検索**

http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shiminkatsudoubu/shiminkatsudousuishinka/ac.html

Q　どんな情報が載っているの？

A　市民活動や市民協働の取り組みに役立つ情報を掲載しています！

- 市民活動団体の所在地や連絡先、活動内容やアピールポイント
- 市民活動団体が活用できる補助金や助成金の情報
- 市民活動に関するイベントや、各団体のボランティア・参加者募集情報
- ボランティア活動やNPOに関する相談窓口、活動場所などの情報

Q　どうしたら自分の団体の情報を載せてもらえるの？

A　申請書に必要事項を記入して、提出するだけ！

団体名や所在地など、サイトへの掲載に必要な項目を記入して、市民活動推進課に提出してください。メールでの提出も可能なので、簡単に手続きができます。

申請書は、ホームページからダウンロードできます。

その後のイベント情報は、その都度メールなどでお寄せください。

４－２　仲間を見つけよう、育てよう！～各種講座の紹介～

まちづくりには、仲間が必要です。自分の想いを伝えてみたら、同じ想いを抱えている人や、「こんなふうにやっているよ」と教えてくれる人もいるはず。同じ関心を持つ人たちを集めて、「つながり」を増やしましょう。

仲間が集まって「組織」が出来上がると、市からの助成や、施設の利用予約がスムーズに進むというメリットがあります。コミュニケーションが活発になることにより、新しいアイデアもどんどん出て、目標達成に向けた協力体制も出来ます。

一方で、すでに取り組んでいる活動でも、参加する人が固定化したり、活動内容がマンネリ化してしまったりで、役員や担い手が減少していく団体も少なくありません。新たな担い手を見つけるため、積極的に外に出てみましょう。

ここからは、ボランティアの人材育成、活動の仲間づくりに役立つ講座などについて紹介します。

学ぶ

市民活動やボランティア活動を始めたい方に向け、さまざまな養成講座や講習会を開催しています。各講座の詳細については、問合せ先にご確認ください。また、このハンドブックに掲載していない講座もありますので、開催情報は随時帯広市のホームページや SNS でご覧ください。

【ボランティア全般】ボランティア養成講座

ボランティア初心者や、これからボランティアを始めてみたいという方を対象とした、講演や体験を交えた講座です。ボランティアに必要な心構えや、必要なコミュニケーション能力が身につけられます。

開催時期　２月頃
講座内容　講演、手話体験、車椅子・高齢者擬似体験　など
申・問　　帯広市社会福祉協議会　地域福祉課
　　電話　0155-21-2414

【読み聞かせ】語り手育成講習会

「読み聞かせ」や「おはなし会」に興味がある方や、小学校などでのボランティアを行なっている方を対象に、読み手デビューや、活動のステップアップを目指した講座を開催しています。読み聞かせボランティアに必要な基本的な知識から、さらに充実した会にするための工夫まで、実力に合わせた講座を開催しています。

開催回数　年に数回（時期未定）
講座内容　絵本の持ち方、読み方、選び方、準備やプログラムの組み方　など
申・問　　生涯学習部　図書館
　　電話　0155-22-4700
　　Ｅメール　library@city.obihiro.hokkaido.jp

【健康づくり】食生活改善推進員養成講座

地域における食生活改善の推進役として、さまざまな活動に取り組むボランティアの養成講座です。食生活改善推進員は、帯広市への事業協力、健康まつりへの参画、栄養講座や料理教室の開催・調理支援を行い、地域の人たちと楽しく触れ合いながら健康づくりを進めています。

開催時期　６月頃
講座内容　栄養の基礎知識、献立の立て方、一流シェフによる調理実習　など
申・問　　保健福祉部　健康推進課
　　電話　0155-25-9721
　　Ｅメール　public_health@city.obihiro.hokkaido.jp

【健康づくり】健康づくり推進員養成講座

地域における健康づくりの推進役として、運動や体操などを通して取り組むボランティアの養成講座です。健康づくり推進員は、帯広市への事業協力、健康まつりへの参画、運動講座の開催や自主グループへの運動支援を行い、地域の人たちと楽しく触れ合いながら健康づくりを進めています。

開催時期　10 月頃
講座内容　保健衛生、生活習慣病予防、運動とレクリエーション　など
申・問　　保健福祉部　健康推進課
　　電話　0155-25-9721
　　Ｅメール　public_health@city.obihiro.hokkaido.jp

【福祉】認知症サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守り、応援者となる「認知症サポーター」の養成講座です。誰でもなってしまう可能性がある「認知症」を正しく理解し、認知症の人が地域で安心して暮らす支えとなるのが認知症サポーターの役目です。

開催時期　６月～２月
講座内容　１時間～１時間 30 分ほどの座学
※講座受講者にはオレンジリングが配布されます。
申・問　保健福祉部　高齢者福祉課
電話　0155-65-4145
Ｅメール　senior@city.obihiro.hokkaido.jp
その他　地域の集まりや、企業への出前講座も行っています。出前講座の申込みは、担当地区ごとの「地域包括支援センター」（下表）で受け付けています。開催予定日の１か月前までにお申込みください。

担当地区	地域包括支援センター	所　　在	電話(0155)
東、鉄南	帯広至心寮	西５条南 30 丁目	24-1150
川北、西	帯広市社会福祉協議会	公園東町３丁目	21-3292
広陽・若葉、西帯広・開西	愛仁園	西 16 条南 28 丁目	49-2338
南、川西・大正	帯広けいせい苑	川西町西１線 47	53-4771

【福祉】ちょっとした支え合いサポーター養成講座

支え合いの考えを広められる人、支え合いの活動を実践できる人（ちょっとした支え合いサポーター）を養成するための講座です。

開催時期　未定
講座内容　支え合いの活動に必要な高齢者支援の知識とマナーなど、２日間で約６時間
申・問　帯広市第一層生活支援コーディネーター（帯広至心寮内）
電話　0155-24-1150
その他　地域の集まりなど団体の依頼に応じ、出前講座も行います。

【子育てサポート】ファミリーサポートセンター提供会員育成講習会

子育てを地域でお手伝いし合う「ファミリーサポートセンター事業」の提供会員（子育てをサポートする人）として活動を開始するための講習会です。

開催時期　５月～６月、10 月～11 月（それぞれ６日間程度）

講座内容　帯広市の子育て支援に関する講話、怪我の応急手当、障害、遊び、虐待に関する講話など、６日間で 24 時間

申・問　帯広ファミリーサポートセンター（NPO 法人ぷれいおん・とかち内）
電話　0155-66-4285
Ｅメール　famisapo@play-on-tokachi.net

その他　事業に関するお問い合わせは、こども未来部子育て支援課
電話　0155-25-9700
Ｅメール　child_support@city.obihiro.hokkaido.jp

仲間を見つける

仲間を見つけるには、同じ興味を持っていそうな人が集まる場に、自ら参加することが大切です。これから活動する・したい人や、仲間を見つけたい人におすすめの講座などをお知らせします。

市民活動交流会

市民提案型協働のまちづくり支援事業【Motto おび広がる プロジェクト】（27 ページ）の「事業報告会」に合わせて開催しています。市民活動の実践者や、これから何かを始めたい人など、市民活動に縁のある人たちの意見交換・情報共有・つながりづくりの場として、気軽に参加し、活動に対する想いを語り合い、共有できる機会です。

開催時期　２月

開催内容　市民活動を活発化させるためのワークショップなど

申・問　　市民活動部　市民活動推進課

電話　0155-65-4130

Ｅメール　active@city.obihiro.hokkaido.jp

市民活動促進講座（北海道主催事業）

活力ある地域の市民活動を支援することを目的とした、コミュニティづくりやボランティア活動、NPO 活動などの市民活動に関心のある方や、市民活動団体のスタッフなどが対象の「市民活動支援セミナー」です。道内の各市を回って開催され、十勝管内外で活動している方々と情報交換ができるため、帯広市以外での活動状況を知ることができ、新たな仲間とつながりを持つことで活動のさらなる広がりも期待されます。

開催時期　10 月～12 月頃

講座内容　詳細は下記までお問い合わせください

申・問　　北海道 環境生活部 くらし安全局 道民生活課 協働推進グループ

電話　011-231-4111

Ｅメール kansei.dousei1@pref.hokkaido.lg.jp

４－３　活動の場や交流する場をつくろう！～施設の紹介～

市民活動や相互交流を行うには、「場所」が不可欠です。

帯広市には、町内会やNPO、ボランティア団体などの市民活動団体が利用できる施設があります。お近くの施設を、有効活用しましょう！

マークの意味

所在地　電話番号　開館時間　休館日　利用料金　主な設備

※設備については、趣味的な活動ではなく、打合せや資料作成等の活動に活用できるものを中心に掲載しています。

コミュニティ施設

町内会や各種サークル、市民活動団体が会合等に使用できる、各地域の拠点となる施設です。施設の規模や使用目的等に応じて３種類に分かれています。

各施設の連絡先や部屋面積など、詳細はホームページに掲載しています。

帯広市　コミュニティ施設　**検索**

http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shiminkatsudoubu/shiminkatsudousushinka/a160502.html

家から近い施設を選べる！

低料金で人数に応じた部屋を使える！

飲食自由！年代問わず気楽に使える！

コミュニティセンター

集会室や和室、調理研修室、図書室、軽運動室など、多目的な機能を備えた施設です。

市内に８施設、川西・大正地区にそれぞれ１施設ずつあります。

【予約・利用方法】

事前に電話などで空き状況を確認し、料金と一緒に申請書を提出してください。予約は利用の３か月前の初日から可能です。

帯広市ホームページに全施設の所在地・電話番号を掲載しています。

９：00～22：00

火曜日（一部月曜日）、年末年始（12／29～１／３）

維持協力費＋暖房料（11 月～4 月）　※部屋ごとに異なる

有料コピー機、有料簡易印刷機（用紙持参）

※その他設備は施設により異なります。各施設にお問い合わせください。

地域福祉センター

集会室を３部屋程度備え、会議のほか軽運動ができる施設です。

小学校区程度の地区ごとに、31 施設あります。

【予約・利用方法】

事前に電話などで空き状況を確認し、料金と一緒に申請書を提出してください。予約は利用の３か月前の初日から可能です。

帯広市ホームページに全施設の所在地・電話番号を掲載しています。

９：00～22：00

平日週１回、お盆（８／15・16）、年末年始（12／29～１／３）

※週１回の休館日は、ホームページ等でご確認ください。

維持協力費＋暖房料（11 月～4 月）　※部屋ごとに異なる

特別な設備はありません。

農業センター

郊外の農村地域に、基礎集落ごとに 12 か所の集会施設があります。

【予約・利用方法】

事前に電話などで空き状況を確認し、料金と一緒に申請書を提出してください。

- 帯広市ホームページに全施設の所在地・電話番号を掲載しています。
- ９：00～22：00
- 不定休（利用予約があるときのみ開館）
- ¥ 維持協力費＋暖房料（11 月～4 月）　※部屋ごとに異なる
- 特別な設備はありません。

コミュニティルーム

町内会や各種サークル、市民活動団体が、少人数での打ち合わせや調べもの、資料の印刷等に使用できるオープンスペースとして、市庁舎３階に設置しています。イベントのお知らせや、市民活動に関するチラシ・パンフレット、新聞を置いています。

【予約・利用方法】

特に予約は必要ありません。譲り合ってご利用ください。

- 帯広市西５条南７丁目１番地　帯広市役所３階
- 0155-65-4130（市民活動推進課）※予約不可
- ８：45～17：30
- 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12／29～１／３）
- ¥ 無料
- 有料コピー機、有料簡易印刷機（用紙持参）、裁断機、作業台、パソコン、プリンター、会議スペース、パンフレットラック

市民活動交流センター

イベントの開催、市民活動、子育て活動、会議、軽運動、情報収集ができる、藤丸ビルの８階にある施設です。

【予約・利用方法】

利用当日に空きがあれば、利用申込票を記入の上利用できます。予約は利用の３か月前の初日（開館日）から可能ですので、申請書を提出してください。

- 帯広市西２条南８丁目　ふじまるビル８階
- 0155-20-3004　10：00～19：00
- ふじまるビルの定休日、年末年始（12／29～１／３）
  ※施設点検による臨時休業あり
- 無料
- 有料コピー機、有料簡易印刷機（用紙持参）、紙折機、帳合機、裁断機、作業台、パソコン、プリンター、パンフレットラック、ホワイトボードほか

市民活動プラザ六中

廃校となった中学校を活用して整備された複合福祉施設で、地域の交流・活動の場として使用されています。会議室や調理室、木工作業室などは、各種講座や会議にも利用できます。週に数回、食堂で格安ランチも食べられます。

【予約・利用方法】

事前に、市民活動プラザ六中ソフト事業推進室までお問い合わせの上ご予約ください。

- 帯広市東 11 条南９丁目１番地　旧帯広第六中学校跡
- 0155-24-7598　９：00～17：00
- 日曜日、祝日
- 部屋代＋暖房料（11 月～４月）　※部屋ごとに異なる
- ホワイトボード　ほか

帯広市保健福祉センター

健康づくりと自立した生活の支援を実現するための拠点施設です。健康相談やリラクゼーション室の使用ができるほか、会議室、視聴覚室、多目的ホール、調理室は一般利用が可能で、さまざまな用途での活動に利用できます。

【予約・利用方法】

事前に、総合案内までお問い合わせの上ご予約ください。

- 帯広市東８条南 13 丁目
- 0155-25-9723
- 月～金曜日９：00～21：00、土曜日９：00～17：00
- 日曜日、祝日
- 部屋代＋冷暖房料　※部屋ごとに異なる
- 音響、集団補聴システム、ホワイトボード　ほか

とかちプラザ

学習施設や市民活動拠点としての役割を担う「生涯学習センター」に、消費生活アドバイスセンター、情報コーナー、軽運動室、トレーニングルーム等を併設した施設です。会議室や調理室、視聴覚室や大集会室、音楽の発表会も開催されるホールもあり、さまざまな用途での活動に利用できます。

【予約・利用方法】

アトリウム、ギャラリー、大集会室、レインボーホールは利用日の１年前の月の初日（開館日）、それ以外の部屋は利用日の３か月前の月の初日（開館日）から予約可能です。事前にとかちプラザまでお問い合わせの上、ご予約ください。

- 帯広市西４条南 13 丁目１番地
- 0155-22-7890　９：00～22：00
- 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12／29～１／３）
- 部屋代＋冷暖房料　※部屋ごとに異なる
- 音響、スクリーン、プロジェクター、ホワイトボード、展示パネル ほか

帯広市グリーンプラザ

市民の健康増進と福祉の向上を目的に、主に高齢者、障害者、福祉団体の活動に使用されています。集会室や会議室は、一般の方も利用できます。

【予約・利用方法】

利用月の前月の初日から予約可能です。事前にご連絡の上、ご予約ください。

帯広市公園東町３丁目９番地１

0155-27-2325　９：00～22：00

年末年始（12／29～１／３）

部屋代＋暖房料　※部屋ごとに異なる

音響、ホワイトボード　ほか

ボランティアセンター

ボランティアをしたい方と、支援を必要としている市民をつなぐ「相談窓口」として、帯広市グリーンプラザの２階に設置されており、アドバイザーによる相談のほか、ボランティア養成講座、研修会も実施しています。

作業や打合せができるスペースは、ボランティア登録をされた方が無料で利用できるよう開放されています。

【予約・利用方法】

ボランティア登録者・団体は自由にご利用いただけます。

帯広市公園東町３丁目９番地１　グリーンプラザ内

0155-21-2454　８：45～22：00

※10：00～18：00 までボランティアアドバイザーが在室

年末年始（12／29～１／３）　無料（登録者のみ）

印刷機・コピー機（それぞれ用紙持参）、会議スペース　ほか

４－４　お互いの強みを生かしてつながろう！～連携事業の紹介～

まちづくりには、市民一人ひとりの力が欠かせませんが、個人のつながりでできることには限界があります。一人ひとりの持つつながりを活かした、団体同士のつながりや、行政と、企業や学校等とのつながりなど、さまざまなつながりを持つことで、活動はさらに充実していきます。

企業等との包括連携協定

帯広市は、スーパーや食品、飲料メーカー等と「協働のまちづくりに関する包括連携協定」を締結しています。「なぜ市役所と民間企業が協定を結ぶの？」と疑問を持つ方もいるでしょう。協定を結ぶのは、行政にはない豊富な専門知識を持つ企業等と連携することで、行政だけでは対応しきれない課題も、協力して解決することができるようになるからです。

たとえば・・・

帯広市には、健康チェックや出前健康講座などを行い、市民の健康を守る大切な役目がありますが、今までよりもっとたくさんの人が、手軽に健康の大切さを知るためのよい方法を探しています。

ある大型スーパーには、空きスペースがあります。買い物に来たお客さんのため何かに有効活用できないかと考えていますが、いいアイデアが浮かびません。

しかし、相談を重ねているうちに、お互いの困りごとが解決できる方法が見つかりました。

Win-Win の解決策

帯広市ができる「保健師・看護師による健康チェック」と、大型スーパーができる「スペースの提供」という二つの力を合わせることで、多くの方が買い物のついでに立ち寄り、気軽に健康チェックを受けられる特設コーナーを設置することができました。これにより、「たくさんの人の健康チェック」と「空きスペースの有効活用」の目標が達成できました。

包括連携協定の事例（一部）

- 大きな災害が起きた時に、応急生活物資や、駐車場（緊急避難場所）を提供
- 買い物客が気軽に利用できるよう、スーパーの店舗内に期日前投票所を設置

紹介した事例のように、お互いの得意なことを活かし、苦手なことを補い合うことで、単独で行うよりももっと大きな効果が生まれることがあります。そのため、帯広市は、市民の生活をもっとよくするためのアイデアや、力を提供してくれる企業等と包括連携協定を結び、よりよいまちづくりに向け協力し合っています。

包括連携協定の提案方法や締結の条件

帯広市が企業等と締結する「協働のまちづくりに関する包括連携協定」は、次のことに重点を置いています。

◎複数分野の施策や事業において連携することで、地域の活性化や公共サービスの充実など、行政課題の解決につながること。

◎締結を機に、企業等の既存の取り組みにはない新たな事業での連携ができること。

◎連携の柱として位置付けられる連携事業があること。

◎これまで以上に社会貢献活動や連携事業を進めていく体制があること。

◎締結後も定期的に協議の場を設け、複数年度にわたり連携事業を実施できること。

なお、次の条件に当てはまる場合は提案をお受けできません。

×法令等に違反するおそれがあるもの。

×公序良俗に反するおそれがあるもの。

×政治、宗教活動を助長するおそれがあるもの。

「協働のまちづくりに関する包括連携協定」に関するご提案やご相談は、市民活動推進課が担当窓口となります。お問い合わせは下記までお寄せください。

担当部署	市民活動部　市民活動推進課（帯広市役所　本庁舎３階）
電話番号	0155-65-4130
Ｅメール	active@city.obihiro.hokkaido.jp

学校を中心にした連携

市内には多くの学校があり、地域ごとに町内会やボランティア、生涯学習推進員等がそれぞれ知恵を出し合って、子どもたちを支える取り組みを行っています。現在は、それぞれ独立して活動していた団体同士の関係をつなぎ、協力して子どもたちを支えるための仕組みをつくって活動しています。

子どもたちを支える取り組みといえば・・・

通学路の見守りや、放課後の居場所づくり、地域の行事や、
図書室でのボランティア、コミュニティ講座･･･など

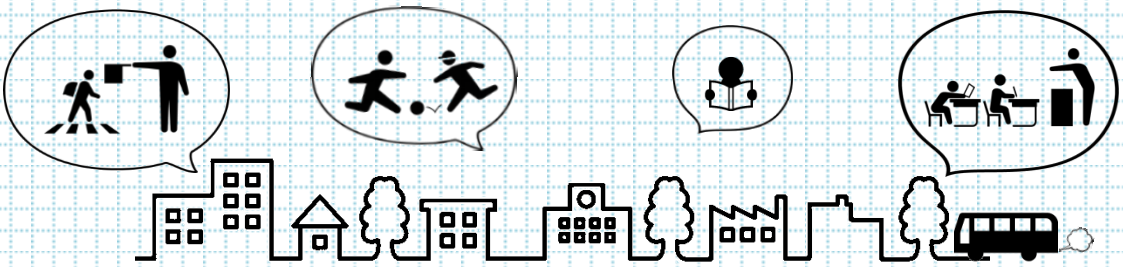

しかし、これらの団体は、活動を支える担い手の固定化や高齢化、活動のマンネリ化、活動費不足、横のつながりや連携の不足など多くの課題を抱えています。

そこで、「こども学校応援地域基金プロジェクト」を立ち上げ、課題の解決に向け、地域総ぐるみで子どもたちを応援する仕組み「**こども学校応援地域基金プロジェクト**」をつくりました！

「こども学校応援地域基金プロジェクト」って？

独立したさまざまな団体・取り組みを「子どもたちを応援する」という共通の目的でくくり、ゆるやかな横のつながりを持つことで、団体同士の連携や情報交換、世代交代の促進や、更なる活動の展開など、さまざまな効果を生み出す取り組みです。

それぞれの団体にあるメリット！

各団体の活動を伝え合うことで、参考にしたり、いいとこ取りをしたり、互いにノウハウを教え合ったりでき、時には仲間として、時にはライバルとして、それぞれの活動の成長・活性化が期待されます。

また、プロジェクトの一環として複数のボランティア団体と協力した取り組みを行うと、財政的な支援（交付金）を得ることもできます。

交付金の活用事例（一部）

- 図書への関心を高めるため、著名な絵本作家を学校に招いて、講演会を開催
- 地域一体を巻き込んで、盆踊りや出店のあるお祭りを開催

「こども学校応援地域基金プロジェクト」では、次のとおり連携しています。

- **学校支援地域本部**（学校教育部 学校教育指導室）
- **放課後子ども広場（居場所づくり）**（こども未来部 青少年課）
- **子どもの見守り活動**（学校教育部 企画総務課）
- **生涯学習推進委員会（コミュニティ講座）**（生涯学習部 生涯学習課）
- **学校図書ボランティア**（学校教育部 学校教育課）
- **町内会との連携**（市民活動部 市民活動推進課）

交付金に関するお問い合わせは、学校教育部学校教育指導室が担当窓口となりお受けしますので、下記までご連絡ください。

担当部署	学校教育部　学校教育指導室（帯広市役所　本庁舎８階）
電話番号	0155-65-4205
Ｅメール	school_guide@city.obihiro.hokkaido.jp

４－５　悩んだときは、相談しよう！～相談窓口の紹介～

暮らしの中で地域の課題や問題を見つけたときや、いろいろな活動を目の当たりにし「自分もまちづくりに携わってみたい！」と思ったとき、具体的にどんなことをしたらいいのか、資金はどこから調達するのか、などさまざまな不安や悩みが生まれます。熱い想いを抱えていても、仲間づくりや資金調達が上手くいかず、志半ばで挫折してしまう団体も少なくありません。

そんなときは、市民活動相談や補助事業の活用をご検討ください！

市民活動相談

新しい団体を立ち上げたい、今やっている取り組みをもっと充実させたい、NPO 認証を受けるためのノウハウが知りたいなど、市民活動に関するさまざまな相談に、市民活動の専門アドバイザーがお答えします。

Q　どこで相談できるの？

A　ふじまるビル８階、「市民活動交流センター」にお越しください！

エレベーターを降りてすぐ目の前の「市民活動情報室」で、週３回、市民活動の専門アドバイザーが、実際に市民活動を行っている立場で皆様の相談をお受けしています。予約は必要ありませんので、お気軽にご相談にお越しください。

《相談内容》ボランティアや NPO 活動への参加、団体の立ち上げ、運営などに関する相談や情報提供

《相談日時》毎週、月・水・金曜日の午後１時から午後５時まで

※年末年始や藤丸百貨店の休業日は、市民活動相談もお休みします。

帯広市西２条南８丁目　ふじまるビル８階

0155-20-3004

４－６　市民活動を応援する取り組み～補助事業の紹介～

目標が決まり、仲間が十分に集まって、「さぁ始めよう！」と思っても、資金が無ければ活動できません。市民活動団体が活用できる、市民によるまちづくり活動を応援するための「補助金」や「助成金」情報をお知らせします。

市民提案型協働のまちづくり支援事業

市民と行政が協働して地域課題の解決に取り組む活動を応援する、「市民提案型協働のまちづくり支援事業【Motto（もっと） おび広がる プロジェクト】」の活用を検討してみてください。

Q　【Motto おび広がる プロジェクト】ってなに？

A　市民と行政の力を合わせた「協働のまちづくり」を進める補助事業です！

地域の課題を解決するため、市民が持つ知恵や技術、経験、行動力を活かし、市と協働して広く市民のためになる事業を行う場合に、補助金を交付します。

Q　どんな特徴があるの？

A　市民活動団体の活用しやすい補助金です！

【事業の特徴】

- 補助金による市民提案型の活動への支援
- 情報提供などによる市民活動の立ち上げ支援
- 市民と行政との協働をすすめるためのきっかけづくり

【対象となる団体】

・帯広市内に活動拠点がある、または市内で活動していること。

・構成員が５人以上で、そのうち２人以上が市民であること。

・会則等に基づき年間の事業計画や事業予算を定め、自主自立した活動を継続して行っている、または行おうとしていること。

【対象となる事業】

市民生活の向上につながり、かつ、当該事業が市民協働の取り組みとして市民や地域に広がり、定着することが期待されるもの。

Q　どのくらい補助してもらえるの？

A　部門に応じて上限額が異なります。

団体の規模や事業の内容により、３つの部門から選ぶことができます。

【組織育成部門】１団体あたり上限 10 万円

まちづくり活動に向けて、団体の組織づくりや人材育成など組織力向上を図る事業

【まちづくり活動部門】１団体あたり上限 20 万円

まちづくりにつながる活動や、身近な地域の活性化、地域の課題解決を図る事業

【生活環境整備部門】１団体あたり上限 100 万円

公園や広場、散歩道など地域の身近な生活環境の向上を図る、住民主体で実施できる範囲の整備事業

Q　どんな経費が補助の対象になるの？

A　「より多くの市民に広がっていく活動」にかかる経費が対象です。

補助金は、市民の皆さんの税金の一部なので、応援してくれる「市民のため」につながる経費が対象です！

【対象となる経費】

講師謝礼等（報償、謝礼、旅費、交通費等）、施設使用料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、レンタル料、保険料、その他必要な経費で市長が適切と認めた経費

【対象とならない経費】

人件費（事業実施のために雇った活動スタッフ等）、食糧費（食事、弁当、茶菓子、会議の来客用等）、その他事業に直接関係ないと認められる経費

※スタッフの交通費や食費は、対象になりません

Q　募集はいつ？申し込みの方法は？

A　次年度の事業を夏～秋にかけて募集します！

４月１日から３月 31 日までに行われる事業に対する補助のため、前年度の夏頃から約２か月間かけて募集し、約半年かけて審査選考を行います。募集時期には広報おびひろやホームページ、SNS、ラジオやケーブルテレビでお知らせするほか、コミセンや市民活動交流センターに募集要項を設置します。

事業申込みの際は、次の書類を揃えて、市民活動推進課まで提出してください。

- 【Motto おび広がる プロジェクト】申込書
- 定款・規約・会則等の写し
- 団体の活動内容がわかるパンフレットなど
- 講師紹介票（講師に係る経費がある場合のみ）

詳細のお問い合わせは、市民活動推進課（0155-65-4130）までお寄せください！

帯広市以外の補助金・助成金情報

北海道立市民活動促進センター

道内の市民活動団体等が活用できる、複数の財団等による助成金情報をホームページ内に掲載しています。

十勝総合振興局

十勝管内の市民活動団体等が活用できる、ソフト系事業への助成金、ハード系事業への助成金などの情報をホームページ内に掲載しています。

ボラ市民ウェブ

東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）が運営するサイトで、全国の市民活動団体等が活用できる助成金情報を掲載しています。

第５章　身近なヒント！協働・連携取り組み事例

協働の大切さはわかったけど、新しいことを始めなければいけないの？答えは NO です。これまで実施してきた市の事業や、市民活動団体が独自に行ってきたことの中にも、協働することで大きな効果を得られるものが多くあります。

ここからは、「市民協働」のイメージをもっと具体的に膨らませるため、帯広市ですでに行われている、市民協働の取り組みの一部を紹介します。

取り組み事例の見方

タイトル
事業名を記載

マーク
概要　事業概要
成果　成果や課題

吹き出し
協働の効果や成果を記載

協働データ
担当課・協働相手・形態・市の役割を記載
※協働形態については、資料編をご覧ください。

協働のポイント
取り組む上で大事なことや注意点を記載

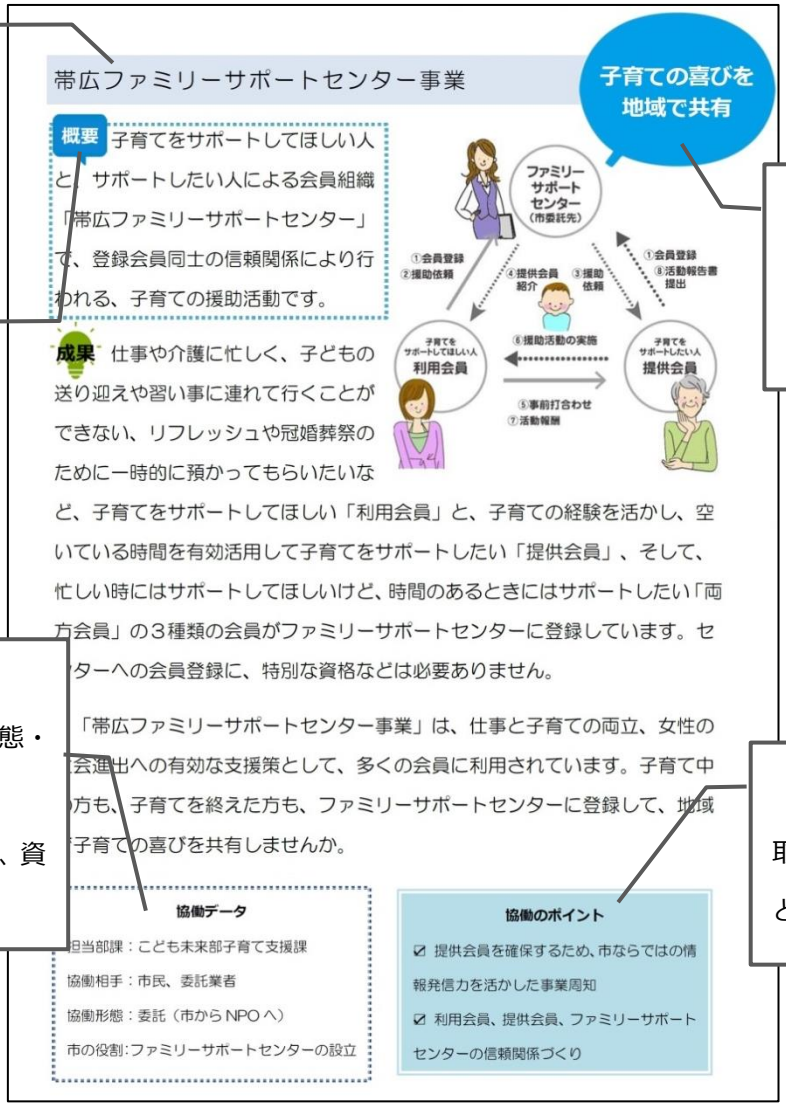
帯広ファミリーサポートセンター事業

子育ての喜びを地域で共有

概要　子育てをサポートしてほしい人と、サポートしたい人による会員組織「帯広ファミリーサポートセンター」で、登録会員同士の信頼関係により行われる、子育ての援助活動です。

成果　仕事や介護に忙しく、子どもの送り迎えや習い事に連れて行くことができない、リフレッシュや冠婚葬祭のために一時的に預かってもらいたいなど、子育てをサポートしてほしい「利用会員」と、子育ての経験を活かし、空いている時間を有効活用して子育てをサポートしたい「提供会員」、そして、忙しい時にはサポートしてほしいけど、時間のあるときにはサポートしたい「両方会員」の３種類の会員がファミリーサポートセンターに登録しています。センターへの会員登録に、特別な資格などは必要ありません。

「帯広ファミリーサポートセンター事業」は、仕事と子育ての両立、女性の社会進出への有効な支援策として、多くの会員に利用されています。子育て中の方も、子育てを終えた方も、ファミリーサポートセンターに登録して、地域で子育ての喜びを共有しませんか。

協働データ
担当部課：こども未来部子育て支援課
協働相手：市民、委託業者
協働形態：委託（市から NPO へ）
市の役割：ファミリーサポートセンターの設立

協働のポイント
☑ 提供会員を確保するため、市ならではの情報発信力を活かした事業周知
☑ 利用会員、提供会員、ファミリーサポートセンターの信頼関係づくり

帯広ファミリーサポートセンター事業

子育ての喜びを地域で共有

概要 子育てをサポートしてほしい人と、サポートしたい人による会員組織「帯広ファミリーサポートセンター」で、登録会員同士の信頼関係により行われる、子育ての援助活動です。

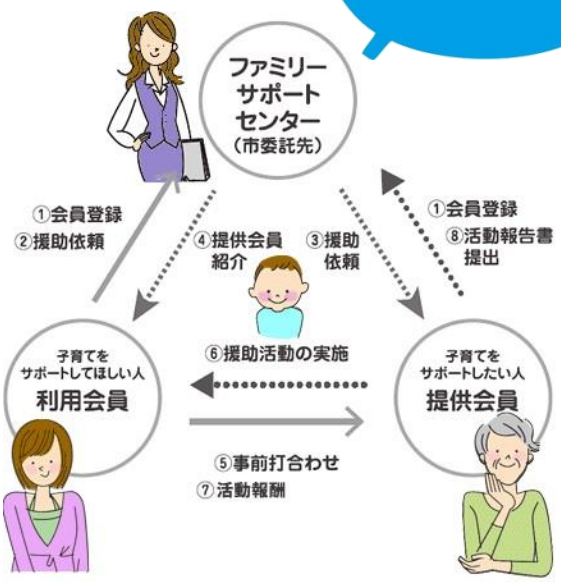

成果 仕事や介護に忙しく、子どもの送り迎えや習い事に連れて行くことができない、リフレッシュや冠婚葬祭のために一時的に預かってもらいたいなど、子育てをサポートしてほしい「利用会員」と、子育ての経験を活かし、空いている時間を有効活用して子育てをサポートしたい「提供会員」、そして、忙しい時にはサポートしてほしいけど、時間のあるときにはサポートしたい「両方会員」の３種類の会員がファミリーサポートセンターに登録しています。センターへの会員登録に、特別な資格などは必要ありません。

「帯広ファミリーサポートセンター事業」は、仕事と子育ての両立、女性の社会進出への有効な支援策として、多くの会員に利用されています。子育て中の方も、子育てを終えた方も、ファミリーサポートセンターに登録して、地域で子育ての喜びを共有しませんか。

協働データ

担当部課：こども未来部子育て支援課

協働相手：市民、委託業者

協働形態：委託（市から NPO へ）

市の役割：ファミリーサポートセンターの設立

協働のポイント

☑ 提供会員を確保するため、市ならではの情報発信力を活かした事業周知

☑ 利用会員、提供会員、ファミリーサポートセンターの信頼関係づくり

子どもの居場所づくり事業

地域で守る子どもの居場所

概要 放課後や週休日などに、小学校の空き教室や特別教室などを活用し、児童に自由遊びを中心として、季節行事や工作・調理などの体験活動を提供する事業です。

この事業は、市、学校、地域住民やNPO などの実施団体といった３者が連携しながら実施しており、ひとりっ子や共働き家庭の増加、家庭用ゲーム機の普及など、子どもたちを取り巻く生活環境の変化や、集団行動やコミュニケーションの苦手な子どもも増加といった問題を解決し、地域住民や、年齢・学年の違う児童同士が交流できる場所をつくるためスタートしました。

成果 主体が地域ボランティアとなることで、地域の人材育成や、活性化、教育力向上につなげることも目的としています。現在は市内の全小学校で実施しており、実施頻度は月１回から週に数回、実施時間は１回につき１時間から３時間と、地域の状況によって異なります。一緒に活動していただけるボランティアスタッフを募集しています。一度活動の様子をご覧になってはいかがでしょうか。

協働データ

担当部課：こども未来部青少年課

協働相手：地域住民、NPO 法人

協働形態：事業協力

市の役割：実施校区の決定、保険手続きや経費負担、研修の実施、事業 PR

協働のポイント

☑ ボランティアやコーディネーターなどの人材確保のための、市ならではの情報発信力を活かした事業周知

☑ 地域住民ならではの遊びのアイデアを取り入れる

20 歳からのバランスご飯教室

作って食べて おいしく健康

概要 20 歳から 40 歳代を対象に、和食を中心に旬の地場産食材を使用した、減塩で栄養バランスの整った献立の調理実習と栄養講話を行っています。

20～40 歳代の朝食欠食、野菜摂取不足といった課題解決のため、旬の地場産食材による減塩でバランスの整った献立の調理をすることで、自らや家族の食生活を振り返ることを目的としており、作って、味わって、実感できる実習は、生活習慣病の予防など、健康について考え、料理をすることへのきっかけとなっています。

成果 調理実習の指導や講話を行う食生活改善推進員は、若い世代の参加者との触れ合いから元気をもらい、食育活動の広がりに期待を寄せています。また、参加者の喜びから、会員の満足感や充実感が生まれ、さらに次回への使命感へとつながります。

協働データ

担当部課：保健福祉部健康推進課

協働相手：食生活改善推進員協議会

協働形態：事業協力

市の役割：日程調整、参加者募集、栄養講話

協働のポイント

☑ 事業周知を積極的に行ってたくさんの参加者を募り、次へのやる気につなげる

☑ 満足感アップのための、よりおいしく、簡単にできる献立づくり

帯広まちなか歩行者天国

帯広の中心で遊ぶ、集まる、盛り上がる！

概要 帯広まちなか歩行者天国（オビヒロホコテン）は、６月下旬～９月上旬の毎週日曜日に帯広市内中心部の道路をさまざまなイベントを行う場所として、歩行者に開放しています。車社会の発達や、大型商業施設の郊外化などにより進む中心市街地の空洞化を打開するため、市民有志ボランティアが実行委員会を立ち上げ、平成18年からスタートしました。

成果 オビヒロホコテンは、帯広のまちなかで「にぎわいづくり・ひとづくり・まちづくり」を理念に年12回開催し、約11万人が来場されています。オビヒロホコテンが帯広市内中心部を開放し、ホコテンの理念に賛同いただける出店者の方々に、バリエーション豊かなイベントを実施していただくことで、多くの人々の来場を促し、老若男女問わず楽しむことができる交流の場を提供しています。

また、年齢、性別、肩書きなど関係なく、さまざまな人がボランティアとして運営に関わることで、人と人とのネットワーク構築にも大きく寄与しています。

協働データ

担当部課：商工観光部商業まちづくり課

協働相手：市民、商店街、商工会議所

協働形態：実行委員会

市の役割：実行委員会への参画とサポート

協働のポイント

☑ 継続実施に向けた、若いボランティアスタッフの募集や資金面の工夫

☑ 職業も年齢も多様な人々で構成される実行委員会

地域防災訓練

実災害を想定した訓練を実施

概要 実際に災害が発生したという想定で、地域住民、防災関係機関が一体となり、連合町内会と共催で、住民参加型の防災訓練を実施しています。

成果 この訓練では、避難訓練や初期消火、応急手当などの訓練を実施し、災害に役立つ知識・技術を習得することで地域における自主防災組織活動の推進につながっています。平成 29 年度は、前年の台風災害を踏まえて、水害を想定し、建物の上層階に避難する垂直避難訓練や流れのある水の中を歩いてその危険性を体験する水害体験訓練を実施しました。

大規模な災害が発生した場合、国や自治体などの行政による対応には限界があり、地域住民による自主的な防災活動が必要不可欠です。過去の災害では、地震により、倒壊した家屋の下から「自力」で助かった人や「家族」に救助された人、「友人、隣人」に救助されたという人が圧倒的多数だったいう事例があります。いざというときに備えるために、地域の防災活動に参加しましょう！

協働データ

担当部課：総務部総務課

協働相手：連合町内会

協働形態：共催

市の役割：防災訓練の実施、防災関係機関との連携・協力

協働のポイント

☑ 参加者全員が、災害を「自分事」として捉える

☑ 本物の災害を想定したリアルな状況設定による、地域住民の意識向上

帯広を緑と花でつつむ花壇コンクール

まちを花でいっぱいに！

概要 法人や町内会、商店街や学校、サークルなど、市内のさまざまな団体を対象とした事業で、道路植樹枡や公園、学校など公共の場所に花壇を造成することを条件にコンクールの参加団体を募集し、面積に応じて花苗を助成しています。市と実行委員会による共催事業として、花壇の総合美などを基準に審査し、受賞団体を決定します。

成果 この活動により、市民の憩いの場となる公共スペースでは、市民の手によって緑や花が創出されています。特に植樹枡の花壇造成は増加傾向で、市内の各所で彩りの増加に貢献しています。

団体ごとに協力して取り組むことから、花壇造りを通して地域の繋がりが強くなったという声が聞かれる一方で、参加団体となる町内会や老人クラブなどでは、高齢化により花壇の管理等が実施できなくなるといった課題もあるため、若い世代も取り込める工夫が必要となっています。

協働データ

担当部課：都市建設部みどりの課

協働相手：町内会、商店街、老人クラブ、企業、学校等

協働形態：補助・助成

市の役割：参加団体の応募や花苗の助成など

協働のポイント

☑ 緑や花が増えることによるメリットをみんなが理解する

☑ 花壇造りや管理を、誰か一人に任せきりにしない

クリーン・キャンバス・21

どこよりも
美しいまち帯広

概要 道路や公園などの身近な公共スペースを美しく保つため、地域を養子に見立てて、子どもを育てるように愛情を持って地域美化を行うボランティア活動です。

成果 各自治体で罰則規定を盛り込んだ「ポイ捨て禁止条例」を制定しても、ごみの散乱には効果が上がらない現状があります。そこで、「自分たちのまちは自分たちの手で美しく」との想いから、地元企業や地域住民の力を原動力として行政がサポートする市民協働の仕組み「クリーン・キャンバス・21」を導入し、どこよりも美しいまちを目指しています。10 か所以上のエリアで、周辺の企業等が計画的に清掃活動を実施しており、市民の意識の高まりから、年２回の全体清掃には多くの市民が参加しています。

活動エリア内のごみの散乱は減少しているものの、依然としてポイ捨ては後を絶たず、マナーの向上を目指し地道に活動を続ける必要があります。

協働データ

担当部課：市民環境部環境都市推進課

協働相手：企業、団体、市民、町内会

協働形態：実行委員会

市の役割：活動資金の援助、ごみの回収

協働のポイント

☑ 「自分たちのまちをきれいに」という共通目標を全員が意識する

☑ 自分たちの活動エリアに愛着を持ち、まちがきれいになることのメリットを理解する

動物園ボランティア事業

魅力あふれる動物園づくり

概要 学生や社会人と協働し、広報活動やレクリエーション活動などを通じてサービスの向上や、魅力ある動物園づくりを目指す事業です。動物園の魅力度アップのため、帯広畜産大学の学生を中心としたボランティアグループが発足したことがきっかけでスタートしました。

成果 この活動により、園内マップの作成やホームページの開設が行われ、若い世代による新たな視点や発想、アイデアが得られるなど、サービスの向上が図られたほか、動物舎内の案内や監視活動により、動物への接し方や手洗いの励行など、利用者マナーの向上が図られ、動物や建物などへのいたずらや破壊行為への防止・抑止効果にも期待できます。

当初は大学生の卒業・退会による活動停滞が心配されましたが、後輩たちに引き継がれ、現在もボランティアサークルとして、さまざまな活動が活発に行われています。

協働データ

担当部課：生涯学習部動物園

協働相手：市民（大学生等）

協働形態：事業協力

市の役割：ボランティア活動に必要な指導や助言、情報提供

協働のポイント

☑ 動物園の魅力アップに向けた若者ならではのアイデアを尊重

☑ 動物園スタッフの協力により、ボランティア活動の定着

パートナーシップ除排雪事業

1,800km の道のりを地域の力で除雪

概要　町内会を対象として、除排雪に要した経費の一部を補助する事業です。

成果　市による除雪延長は約 1,800 キロメートルあり、これは帯広市から鹿児島県屋久島までの直線距離に相当します。厳しい冬を乗り切るには、市民と市が役割分担し、安心安全な道路交通を維持していく必要があります。

パートナーシップ除雪事業は、町内会と市が協働して除排雪を行うための仕組みとして、平成 16 年に施行されました。町内会が行う、①小型除雪機械購入事業、②小型除雪機械借上事業、③パートナーシップ排雪事業、④町内空き地利用事業の４つに対し、経費の一部を補助するものです。

また、平成 29 年度から「小型除雪機貸出制度」を施行し、ハンドガイド式除雪機の貸出しを行っています。これらを利用し、市による除排雪を町内会に補完していただくことで、住民満足度がより高まるといった効果が見られています。

協働データ

担当部課：都市建設部道路維持課

協働相手：町内会

協働形態：補助・助成

市の役割：除排雪にかかる経費の助成

協働のポイント

☑ 市民自ら実施することで、地域のニーズに合わせた除排雪が実現

☑ 実施する町内会等と、補助する市の明確な役割分担

コミュニティ施設の運営管理

53 の施設を地域と共同管理

概要 地域のコミュニティ活動を活発にするため整備されたコミュニティ施設を、市と、地域住民から組織された運営委員会とで共同管理しています。

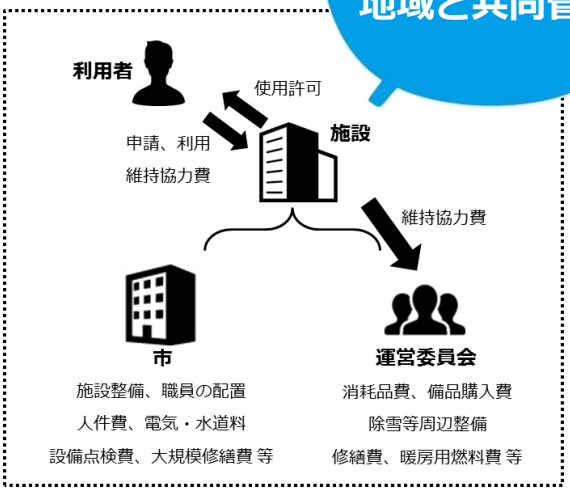

コミセンをはじめとしたコミュニティ施設には、地域住民の利便性を考慮した弾力性のある開放的な運営方法が望ましいと、地域住民による自主的かつ効果的な運営が求められました。そのため、地域住民がボランティアとして参加する運営委員会を立ち上げ、施設の運営面で行政と協働しています。

成果 市は、コミュニティ施設への職員配置や電気・水道料、大規模修繕の費用負担、運営委員会は維持協力費の徴収や暖房、小規模修繕の費用負担と役割を分担し、施設の維持管理・運営を行なっています。この管理運営手法を取り入れることにより、地域の主体性を活かし、地域コミュニティ活動の拠点となっています。

協働データ

担当部課：市民活動部市民活動推進課、農政部農村振興課
協働相手：コミュニティ施設周辺住民、町内会
協働形態：事業協力
市の役割：人件費、電気・水道料、大規模修繕費、設備点検費用の負担

協働のポイント

☑ 近隣地域の市民による運営で、地域のニーズに合わせた柔軟な対応

☑ 運営委員会と、市の明確な役割分担

高齢者いきいきふれあい館「まちなか」の運営管理

高齢者の居場所づくりをサポート

概要 高齢者いきいきふれあい館「まちなか」は、高齢者がバスなどの公共交通機関を利用して中心市街地へ出かけ、運動や文化活動を通じてさまざまな方と交流することで、健康寿命の延伸や介護予防につなげることを目的とした施設です。

成果 市民と市、地域包括支援センターで構成された運営委員会により運営され、「まちなか」で実施する事業の企画・コーディネートなども運営委員会が担っています。

電話受付や広報活動、施設内での見守りや活動メニューのスケジュール管理など、「まちなか」の活動はすべてボランティアで行なわれており、さまざまなボランティアスタッフが協力し合いながら「おたがいさま」の気持ちで交流の輪を広げています。運営に携わるボランティアは随時募集しています。　１階のカフェは高齢者に限らずどなたでも利用でき、２階の活動スペースでは高齢者のための介護予防や認知症予防活動が展開されています。

協働データ

担当部課：保健福祉部高齢者福祉課

協働相手：市民、地域包括支援センター

協働形態：補助・助成、事業協力

市の役割：運営委員会への参画とサポート

協働のポイント

☑ 市民による運営で、地域のニーズに合わせた柔軟な対応

☑ 義務的・仕事的な負担感を抱えない、自由度の高いボランティア活動

おわりに

「今まで意識してなかったけど、これってもしかして『協働』？」

このハンドブックに掲載した事例は、帯広市で行われている協働・連携事例のほんの一部です。

市民にもっと分かりやすくするため、お客様にもっと喜んでいただくため、地域をもっときれいにするため、それぞれ理由は違っても、私たちに身近な、さまざまな場所で、すでに「協働」は取り組まれています。

帯広市をもっと楽しく、もっと住みやすいまちにするには、市民と行政の知恵や技術、経験、行動力といった「力」が必要です。

協働は大変？協働は難しい？

対等のパートナーとして、お互いの理解を深め、尊重し、協力し合う。このルールを忘れなければ、協働は難しいものではありません。

住みやすいまち、住みたいまちであり続けるため、「協働」をすすめ、よりよいまちづくりをすすめましょう！

市民協働のまちづくり　協働・連携ハンドブック

発行　平成 30 年 3 月

帯広市市民活動部市民活動推進課

〒080-8670　帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地（帯広市役所本庁舎 3 階）

電話（0155）65-4130　 FAX（0155）23-0156

E-mail　active@city.obihiro.hokkaido.jp

※資料編は別冊をご覧ください。